ひょうご事業改善レビュー外部委員会設置要綱

（設置）

第１条　県政改革方針に基づくひょうご事業改善レビュー（以下「レビュー」という。）の実施にあたり、専門的見地からの意見を得て、施策改善を図るため、ひょうご事業改善レビュー外部委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) レビュー対象事業に対する点検・意見の提出等

(2) 好事例となる事業の選定および表彰に関する事項

(3) その他レビュー全般に関する重要事項

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる６人以内の委員で組織する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。

２　委員は再任されることができる。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員のうちから、知事が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第６条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、３人以上の委員の出席をもって成立する。

３　委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　委員会は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

（謝金）

第７条　委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

２　第６条第３項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

（旅費）

第８条　委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、

職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

２　第６条第３項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、財務部県政改革課において処理する。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年６月10日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年７月11日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年３月31日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年８月17日から施行する。

別表（第３条関係）

氏　　名	主　な　役　職
上村　敏之	関西学院大学経済学部　教授
小田垣　栄司	株式会社ノヴィータ　相談役
瀧井　智美	株式会社 ICB　代表取締役
中尾　志都	公認会計士
福田　直樹	兵庫県立大学大学院社会科学研究科経営専門職専攻　准教授
別府　幹雄	株式会社電通総研　シニアプロデューサー